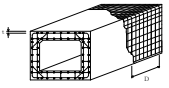
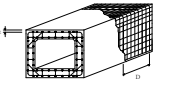
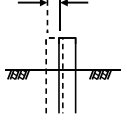
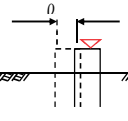
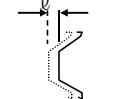
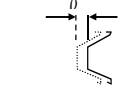
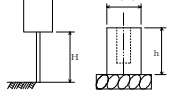
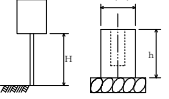
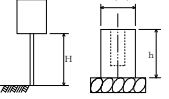
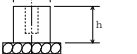
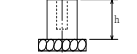



旧（平成 21 年度）表	新（平成 23 年度）表
<p style="text-align: center;"><b>土木工事施工管理基準</b></p> <p>この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書(案) [H21.4]、第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目的 この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用 この管理基準は、国土交通省地方整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>3. 構成</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 40px;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>施工管理 (工事写真を含む)</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <p>工程管理</p> <p>出来形管理</p> <p>品質管理</p> </div> </div> <p>4. 管理の実施</p> <p>(1) 請負者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。</p> <p>(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し<b>直ちに</b>提示するとともに、<b>検査時に</b>提出しなければならない。</p> <p>5. 管理項目及び方法</p> <p>(1) 工程管理 請負者は、<b>工程管理</b>を工事内容に応じた方式(ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など)により作成した<b>実施工程表</b>により行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>土木工事施工管理基準</b></p> <p>この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書(案) [H23.3]、第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目的 この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用 この管理基準は、国土交通省地方整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、<b>規格値</b>が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>3. 構成</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 40px;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>施工管理 (工事写真を含む)</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <p>工程管理</p> <p>出来形管理</p> <p>品質管理</p> </div> </div> <p>4. 管理の実施</p> <p>(1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。</p> <p>(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し<b>速やかに</b>提示するとともに、<b>工事完成時に</b>提出しなければならない。</p> <p>5. 管理項目及び方法</p> <p>(1) 工程管理 <b>受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。</b>但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。</p>

旧（平成 21 年度）表	新（平成 23 年度）表
<p>(2)出来形管理                      請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した<b>出来形成果表又は出来形図</b>を作成し 管理するものとする。但し、測定数が 10 点未満の場合は<b>出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。</b></p> <p>(3)品質管理                      1. 請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、<b>工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラム、<math>\bar{x}-R</math>、<math>\bar{x}-R_s-R_m</math>など)</b>を作成するものとする。但し、測定数が 10 点未満の場合は<b>品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。</b>                      この品質管理基準の適用は、<b>下記に掲げる工種(イ)、(ロ)、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。</b>                      また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</p> <p>(イ)路 盤                      維持工事等の小規模なもの(施工面積が 1,000m<sup>2</sup> 以下のもの)</p> <p>(ロ)アスファルト舗装                      維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が 100t 未満のもの)</p> <p>2. 請負者は、セメントコンクリートの適用に当たり、<b>無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ 2.5m を超えるもの)については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。</b></p> <p>6. 規 格 値                      請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7. そ の 他                      請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し<b>直ちに</b>提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>(2)出来形管理                      受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した<b>出来形管理図表</b>を作成し管理するものとする。</p> <p>(3)品質管理                      受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理<b>するものとする。</b>                      この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。                      また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</p> <p>6. 規 格 値                      受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7. そ の 他                      受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し<b>速やかに</b>提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

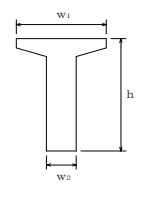
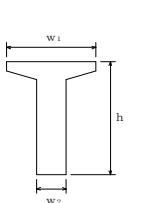
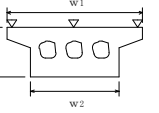
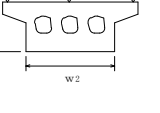
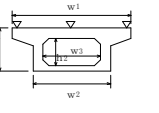
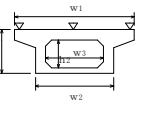
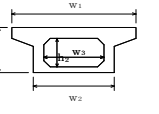
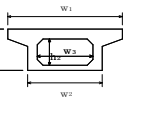
単位: mm

平成21年度										平成23年度												
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$			c	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$			
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上	D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径									D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径					
						<p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（構造性能照査編 9.2）参照</p> <p>注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-4-12床版・横組工を適用する。</p> <p>注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」を適用する。</p>					<p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編13.2）参照。但し、道路橋仕方書の適用を受ける橋については、道路橋仕方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。</p> <p>注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。</p> <p>注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」も併せて適用する。</p>											
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。			3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						根入長	設計値以上										根入長	設計値以上				
						変位 ℓ	100										変位 ℓ	100				
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	5		縁石工 （縁石・アスカープ）	延長 L	-200	1箇所/1施工箇所			3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	5		縁石工 （縁石・アスカープ）	延長 L	-200	1箇所/1施工箇所			
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基			3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基			
						基礎	幅 w (D)										-30	基礎 1基毎				
							高さ h										-30					
							根入れ長										設計値以上					
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。		3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。		
						基礎	高さ h	-30														
							パイプ取付高 H	+30 -20									1箇所/1施工箇所					



出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成21年度									平成23年度															
編	章	節	条	技 番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	技 番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	1	ポ ス ト テ ン シ ョ ン 桁 製 作 工	幅 (上) $w_1$	+10 -5	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 JIS製品を使用する場合はJIS認定工場の成績表にかえることができる。 ℓ：支間長 (m)				3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	1	ポ ス ト テ ン シ ョ ン 桁 製 作 工	幅 (上) $w_1$	+10 -5	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長 (m)				
						幅 (下) $w_2$	± 5																	
						高 さ $h$	+10 -5																	
						桁 長 ℓ 支間長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ-30mm以内																	
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ																	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	2	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。			3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	2	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。					
						断面の外形寸法 (mm)	—																	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ 支間長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ-30mm以内	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ：支間長 (m)			3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ 支間長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ-30mm以内	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ：支間長 (m)					
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ																	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		PCホロースラブ製作工	基 準 高 ▽	±20	桁全数について測定。基準高は、1径間当たり2箇所 (支点付近) で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-4-12床版・横組工に準ずる。 ℓ：桁長 (m)				3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		PCホロースラブ製作工	基 準 高 ▽	±20	桁全数について測定。基準高は、1径間当たり2箇所 (支点付近) で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長 (m)				
						幅 $w_1, w_2$	-5 ~ +30																	
						厚 さ $t$	-10 ~ +20																	
						桁 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ-30mm以内																	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	PC箱桁製作工	基 準 高	±20	桁全数について測定。基準高は、1径間当たり2箇所 (支点付近) で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-4-12床版・横組工に準ずる。 ℓ：桁長 (m)				3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	PC箱桁製作工	基 準 高 ▽	±20	桁全数について測定。基準高は、1径間当たり2箇所 (支点付近) で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長 (m)				
						幅 (上) $w_1$	-5 ~ +30																	
						幅 (下) $w_2$	-5 ~ +30																	
						内 空 幅 $w_3$	± 5																	
						高 さ $h_1$	+10 -5																	
						内空高さ $h_2$	+10 -5																	
						桁 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ-30mm以内																	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	PC押し箱桁製作工	幅 (上) $w_1$	-5 ~ +30	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-4-12床版・横組工に準ずる。 ℓ：桁長 (m)				3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	PC押し箱桁製作工	幅 (上) $w_1$	-5 ~ +30	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長 (m)				
						幅 (下) $w_2$	-5 ~ +30																	
						内 空 幅 $w_3$	± 5																	
						高 さ $h_1$	+10 -5																	
						内空高さ $h_2$	+10 -5																	
						桁 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ-30mm以内																	

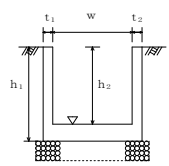
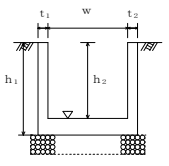
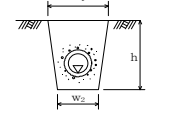
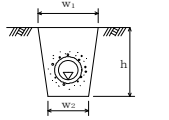
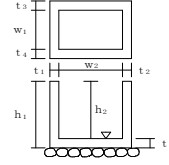
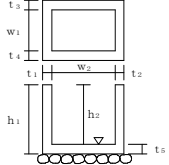


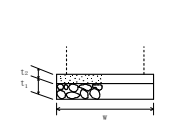
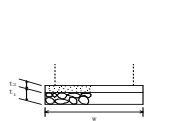
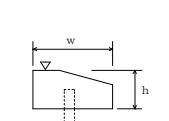
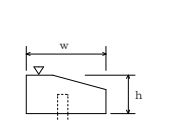
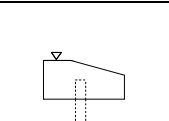
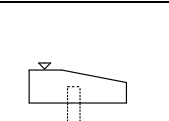
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成21年度										平成23年度																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要								
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。			3	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。									
										車線方向各点誤差の相対差	3							車線方向各点誤差の相対差	3										
										表面の凹凸	3							表面の凹凸	3										
										歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2							歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2										
										縦方向間隔	±2							縦方向間隔W1	±2										
										横方向間隔	±5							横方向間隔W2	±5										
	仕上げ高さ	舗装面に対し0～-2		仕上げ高さ	舗装面に対し0～-2																								
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
										法長ℓ													-200					法長ℓ	-200
										延長L													-200					延長L	-200
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
										厚さt													-0.2t					厚さt	-0.2t
										延長L													-200					延長L	-200
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長ℓ	ℓ < 3m	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長ℓ	ℓ < 3m	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
										ℓ ≥ 3m	-100														ℓ ≥ 3m	-100			
										厚さt	-50														厚さt	-50			
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さh	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さh	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
										延長L1, L2													-200					延長L1, L2	-200
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	プレキャストカルバート工	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ※印は、現場打部分のある場合。			3	土木工事共通編	2	一般施工	3	プレキャストカルバート工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ※印は、現場打部分のある場合。							
										※幅w										-50					※幅w	-50			
										※高さh										-30					※高さh	-30			
										延長L										-200	1施工箇所毎					延長L	-200	1施工箇所毎	
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
										延長L													-200	1箇所/1施工箇所					延長L

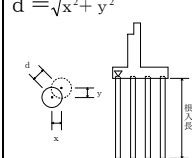
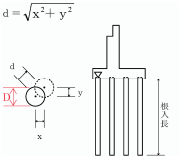
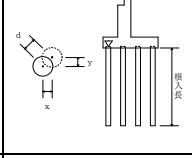
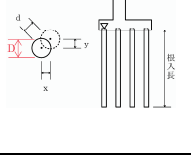
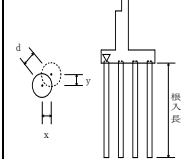
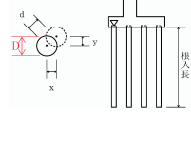
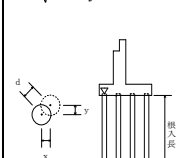
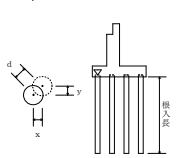
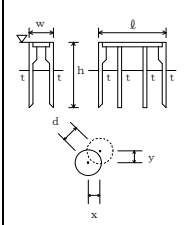
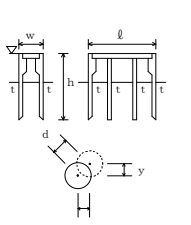
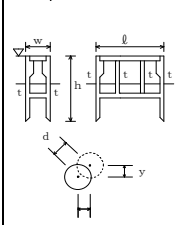
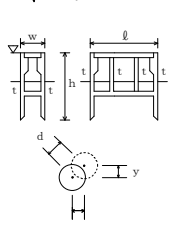
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成21年度									平成23年度																		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	29	2	場所打水路工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 	1施工箇所毎	3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	29	2	場所打水路工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 	1施工箇所毎		
									厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20																	
									幅 w	-30																	
									高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30																	
									延長 L	-200																	
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	29	3	暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。 延長40m（又は50m）以下のものは1施工につき2箇所。 （なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。） 	1施工箇所毎	3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	29	3	暗渠工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。 延長40m（又は50m）以下のものは1施工につき2箇所。 	1施工箇所毎		
									幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-50																	
									深さ h	-30																	
									延長 L	-200																	
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	30		集水樹工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合 	1箇所毎	3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	30		集水樹工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合 	1箇所毎		
									※厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>5</sub>	-20																	
									※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30																	
									※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30																	
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	31		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		1ロット毎	3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	31		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		1ロット毎
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 	各構造物の規格値による	3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 	各構造物の規格値による		
									厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-30																	
									延長 L	各構造物の規格値による																	
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 	2箇所	3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 	2箇所		
									幅 w	-30																	
									高さ h	-30																	
									延長 L	-200																	
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	3	2	基礎工（護岸） (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 	2箇所	3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	3	2	基礎工（護岸） (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 	2箇所		
									延長 L	-200																	

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位: mm

平成21年度									平成23年度													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	4	4	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		3	土木工事共通編	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上											根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ100以内											偏心量 d	D/4 以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内											傾斜	1/100以内			
3	土木工事共通編	2	4	4	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		3	土木工事共通編	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上											根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内											偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内											傾斜	1/100以内			
						杭径	設計値以上											杭径 D	設計値以上			
3	土木工事共通編	2	4	5	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		3	土木工事共通編	2	4	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上											根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内											偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内											傾斜	1/100以内			
						杭径	(設計径(公称径)-30)以上											杭径 D	(設計径(公称径)-30)以上			
3	土木工事共通編	2	4	6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		3	土木工事共通編	2	4	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上											根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内											偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内											傾斜	1/50以内			
3	土木工事共通編	2	4	7	オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		3	土木工事共通編	2	4	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さ l	-50											ケーソンの長さ l	-50			
						ケーソンの幅 w	-50											ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100											ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20											ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内											偏心量 d	300以内			
3	土木工事共通編	2	4	8	ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		3	土木工事共通編	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さ l	-50											ケーソンの長さ l	-50			
						ケーソンの幅 w	-50											ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100											ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20											ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内											偏心量 d	300以内			



出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成21年度										平成23年度															
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要		
								鋼げた等	トラス・アーチ等											鋼げた等	トラス・アーチ等				
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… ±3…… ±4……	w ≤ 0.5 0.5 < w ≤ 1.0 1.0 < w ≤ 2.0 2.0 < w	主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 J I S 表示製品を使用する場合は J I S 認定工場の成績表にかえることができる。			3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… ±3…… ±4……	w ≤ 0.5 0.5 < w ≤ 1.0 1.0 < w ≤ 2.0 2.0 < w	主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。				
					部材精度	板の平面度 δ (mm)	h / 250	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)										板の平面度 δ (mm)	h / 250	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)					
						箱げた及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150												箱げた及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150					
						フランジの直角度 δ (mm)	w / 200												フランジの直角度 δ (mm)	w / 200					
						部材長 ℓ (m)	鋼げた	±3 … ℓ ≤ 10 ±4 … ℓ > 10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。											鋼げた	±3 … ℓ ≤ 10 ±4 … ℓ > 10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。			
							トラス、アーチなど	±2 … ℓ ≤ 10 ±3 … ℓ > 10												トラス、アーチなど	±2 … ℓ ≤ 10 ±3 … ℓ > 10				
						圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)										圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)			
※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲り δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。											※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲り δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。														

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

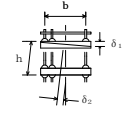
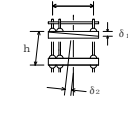
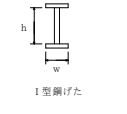
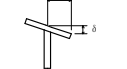
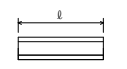
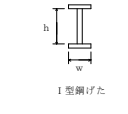
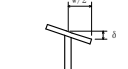
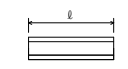
単位: mm

平成21年度										平成23年度													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼けた等	トラス・アーチ等											鋼けた等	トラス・アーチ等		
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長、支間長 L (m)	±(10+L/10)	主げた、主構全数を測定。				3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L1 (m) 支間長 L2 (m)	±(10+L1/10) ±(10+L2/10)	主げた、主構全数を測定。			
						主げた、主構の 中心間距離 B (m)	±4…… B≤2 ±(3+B/2) ……B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。															
						主構の組立高さ h (m)	±5…… h≤5 ±(2.5+h/2) …… h>5	—	両端部及び中心部 を測定。														
						主げた、主構の 通り δ (mm)	5+L/5…… L≤100 25…… L>100	L: 測線上 (m)	最も外側の主げた又は主構について支 点及び支間中央の1点を測定。														
						主げた、主構の そり δ (mm)	-5~+5……L≤20 -5~+10…… 20<L≤40 -5~+15…… 40<L≤80 -5~+25…… 80<L≤200	各主げたについて 10~12m間隔を測 定。 L: 主げたの 支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L: 主構の支間長 (m)														
						主げた、主構の 橋端における出 入差 δ (mm)	設計値±10	どちらか一方の主げた (主構) 端を測 定。															
						主げた、主構の 鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を 測定。 h: 主げたの高さ (mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)														
						現場継手部のす き間 δ1, δ2 (mm)	設計値±5	主げた、主構の全継手数の1/2を 測定。 δ1, δ2のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナス を認めない。															
※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。										※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。													



出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成21年度										平成23年度											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	部材 部材長 ℓ (m)	±3…ℓ ≤10 ±4…ℓ >10			図面の寸法表示箇所にて測定。	3	2	12	6		落橋防止装置製作工	部材 部材長 ℓ (m)	±3…ℓ ≤10 ±4…ℓ >10			図面の寸法表示箇所にて測定。
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部材 部材長 ℓ (m)	±3…ℓ ≤10 ±4…ℓ >10			図面の寸法表示箇所にて測定。	3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部材 部材長 ℓ (m)	±3…ℓ ≤10 ±4…ℓ >10			図面の寸法表示箇所にて測定。
3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時 上面水平度 δ <sub>1</sub> (mm) 鉛直度 δ <sub>2</sub> (mm) 高さ h (mm)	b/500 h/500 ±5	軸心上全数測定。			3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時 上面水平度 δ <sub>1</sub> (mm) 鉛直度 δ <sub>2</sub> (mm) 高さ h (mm)	b/500 h/500 ±5	軸心上全数測定。		
3	2	12	9		プレビュー用桁製作工	部材 フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) フランジの直角度 δ (mm) 部材長 ℓ (m) 仮組立時 主げたのそり δ	±2…w ≤0.5 ±3…0.5 < w ≤ 1.0 ±4…1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…2.0 < w w/200 ±3…ℓ ≤10 ±4…ℓ >10 -5~+5 …L ≤ 20 -5~+10 …20 < L ≤ 40	各支点及び各支間中央付近を測定。 各支点及び各支間中央付近を測定。 原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。 各主げたについて10~12m間隔を測定。	  		3	2	12	9		プレビュー用桁製作工	部材 フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) フランジの直角度 δ (mm) 部材長 ℓ (m) 仮組立時 主げたのそり δ	±2…w ≤0.5 ±3…0.5 < w ≤ 1.0 ±4…1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…2.0 < w w/200 ±3…ℓ ≤10 ±4…ℓ >10 -5~+5 …L ≤ 20 -5~+10 …20 < L ≤ 40	各支点及び各支間中央付近を測定。 各支点及び各支間中央付近を測定。 原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。 各主げたについて10~12m間隔を測定。	  	
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	部材 部材長 ℓ (m)	±3…ℓ ≤10 ±4…ℓ >10			図面の寸法表示箇所にて測定。	3	2	12	10		鋼製排水管製作工	部材 部材長 ℓ (m)	±3…ℓ ≤10 ±4…ℓ >10			図面の寸法表示箇所にて測定。
3	2	12	11		工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。			3	2	12	11		工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位: mm

平成21年度										平成23年度														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	土木	2	13		架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長・支間長 L (m)	±(20+L/5)	各けた毎に全数測定。L: 主げた・主構の支間長(m)			※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。	3	土木	2	13		架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長 L <sub>1</sub> (m) 支間長 L <sub>2</sub> (m)	±(20+L <sub>1</sub> /5) ±(20+L <sub>2</sub> /5)	各けた毎に全数測定。 L: 主げた・主構の支間長(m)				
						通 り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主げた・主構の支間長(m)										通 り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主げた・主構の支間長(m)				
						そ り δ (mm)	±(25+L/2)	主げた、主構を全数測定。L: 主げた・主構の支間長(m)										そ り δ (mm)	±(25+L/2)	主げた、主構を全数測定。 L: 主げた・主構の支間長(m)				
						※主げた、主構の中心 間距離B(m)	±4..... B≤2 ±(3+B/2)...B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。										※主げた、主構の中心 間距離B(m)	±4..... B≤2 ±(3+B/2)...B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。				
						※主げたの橋端におけ る出入差δ (mm)	設計値 ±10	どちらか一方の主げた(主構)端を測定。										※主げたの橋端におけ る出入差δ (mm)	設計値 ±10	どちらか一方の主げた(主構)端を測定。				
						※主げた、主構の鉛直 度δ (mm)	3+h/1,000	各主げたの両端部を測定。h: 主げた・主構の高さ(mm)										※主げた、主構の鉛直 度δ (mm)	3+h/1,000	各主げたの両端部を測定。h: 主げた・主構の高さ(mm)				
						※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	設計値 ±5	主げた、主構の全継手数の1/2を測定。δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの設計値が5mm以下の場合、マイナスを認めない。										※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	設計値 ±5	主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの設計値が5mm以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。				
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。												※は仮組立検査を実施しない工事に適用。				
3	土木	2	13		架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。		※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。	3	土木	2	13		架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。					
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。									桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。					
						そ り	—	主桁を全数測定。									そ り	—	主桁を全数測定。					
3	土木	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	3	土木	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
								ℓ ≥ 5 m	法長の-4%										ℓ ≥ 5 m	法長の-4%				
							盛土法長 ℓ	ℓ < 5 m	-100										盛土法長 ℓ	ℓ < 5 m		-100		
								ℓ ≥ 5 m	法長の-2%										ℓ ≥ 5 m	法長の-2%				
							延 長 L		-200									1施工箇所毎	延 長 L			-200	1施工箇所毎	
3	土木	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	3	土木	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
								ℓ ≥ 5 m	法長の-4%										ℓ ≥ 5 m	法長の-4%				
							厚さ t	t < 5 cm	-10									施工面積200㎡につき1箇所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定。	厚さ t	t < 5 cm		-10		
								t ≥ 5 cm	-20										厚さ t	t ≥ 5 cm		-20		
																		但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	
							延 長 L		-200									1施工箇所毎	延 長 L			-200	1施工箇所毎	

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成21年度										平成23年度																													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																		
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	ℓ < 3m	-50	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。			3	2	14	3		吹付工 (仮設を含む) (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	ℓ < 3m	-50	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。																		
							ℓ ≥ 3m	-100																															
						厚さ t	t < 5cm	-10										200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。		1				施工箇所毎	3	2	14	3											
							t ≥ 5cm	-20																															
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上																																	
延長 L		-200		1施工箇所毎																																			
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	ℓ < 10m	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		曲線部は設計図書による	3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	ℓ < 10m	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		曲線部は設計図書による																
							ℓ ≥ 10m	-200																															
						幅 w		-30										枠延長100mにつき1箇所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。																					
						高さ h		-30																															
						枠中心間隔 a		±100																															
延長 L		-200		1施工箇所毎																																			
3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	ℓ < 10m	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	ℓ < 10m	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。																			
							ℓ ≥ 10m	-200																															
						延長 L		-200									1施工箇所毎																						
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)		3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)																					
						配置誤差 d	100																																
						せん孔方向 θ	±2.5度																																
せん孔方向 θ = √(x² + y²)						せん孔方向 θ = √(x² + y²)																																	
3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。																					
						厚さ t										-20																							
						裏込厚さ										-50																							
						幅 w₁, w₂										-30																							
						高さ h	h < 3m									-50																							
							h ≥ 3m									-100																							
						延長 L										-200				1施工箇所毎																			

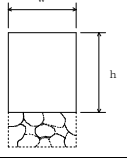
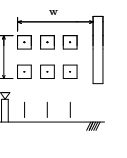
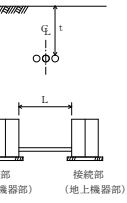
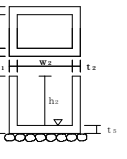
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成21年度										平成23年度																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
3	土木工事共通編	2	15	2	プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。			3	土木工事共通編	2	15	2	プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。							
						延長L	-200										1施工箇所毎									
3	土木工事共通編	2	15	3	補強土壁工（テールアルメ）壁工法（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。			3	土木工事共通編	2	15	3	補強土壁工（テールアルメ）壁工法（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。							
						高さh	h < 3m										-50									
							h ≥ 3m										-100									
						鉛直度△	±0.03hかつ±300以内																			
						控え長さ	設計値以上																			
						延長L	-200																			
3	土木工事共通編	2	15	4	井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。			3	土木工事共通編	2	15	4	井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。							
						法長ℓ	高さh < 3m										-50									
							高さh ≥ 3m										-100									
						厚さt <sub>1</sub> , t <sub>2</sub> , t <sub>3</sub>	-50																			
						延長L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200																			
3	土木工事共通編	2	16	1	波濞船運転工（ポンプ波濞船）	電気船	200ps	200	-800			3	土木工事共通編	2	16	3	1	波濞船運転工（ポンプ波濞船）	電気船	200ps	+200	-800				
							500ps	200	-1000											500ps	+200	-1000				
							1000ps	200	-1200											1000ps	+200	-1200				
							デイーゼル船	250ps	200											-800	250ps	+200			-800	
								420ps	200											-1000		420ps			+200	-1000
								600ps	200											-1000		600ps			+200	-1000
							1350ps	200	-1200											1350ps	+200	-1200				
							幅	-200												幅	-200					
							延長	-200												延長	-200					
3	土木工事共通編	2	16	2	波濞船運転工（グラフ船）	基準高▽	上限 +200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。			3	土木工事共通編	2	16	3	2	波濞船運転工（グラフ波濞船）	基準高▽	上限 +200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。						
						幅	-200											幅	-200							
						延長	-200											延長	-200							

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成21年度										平成23年度													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	土木工事共通編	18	1		床版・横組工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10mmに1箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			3	土木工事共通編	18	2		床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10mmに1箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)」も併せて適用する	
						幅 w	0~+30																
						厚 さ t	-10~+20																
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。															
						鉄筋の有効高さ	±10																
鉄筋間隔	±20	1径間当たり3箇所(両端及び中央)測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。																					
					上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10																	
6	土木工事共通編	1	7	4	護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1箇所を測定。			6	河川編	1	7	4	護岸付属物工	幅 w	-30					
						高 さ h	-30																
6	河川編	1	10	8	杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎			6	河川編	1	10	8	杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎				
						幅 w	±300																
						方 向	±7°																
						延 長 L	-200																
6	河川編	1	13	3	配管工	埋 設 深 t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1箇所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】			6	河川編	1	13	3	配管工	埋 設 深 t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1箇所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】				
						延 長 L	-200																
6	河川編	1	13	4	ハンドホール工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合			6	河川編	1	13	4	ハンドホール工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合				
						※厚さ t1~t2	-20																
						※幅 w1, w2	-30																
						※高さ h1, h2	-30																

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成21年度										平成23年度																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本 体工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。			6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本 体工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。								
						厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>8</sub>	-20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。									厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>8</sub>	-20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。								
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。									幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。								
						内空幅 w <sub>3</sub>	-30										内空幅 w <sub>3</sub>	-30									
						内空高 h <sub>1</sub>	±30										内空高 h <sub>1</sub>	±30									
						延長 L	-200										延長 L	-200									
6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本 体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本 体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。								
						延長 L	-200	1施工箇所毎									延長 L	-200	1施工箇所毎								
6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本 体工	7	8	翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。			6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本 体工	7	8	翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。								
						厚さ t	-20										厚さ t	-20									
						幅 w	-30										幅 w	-30									
						高さ h	±30										高さ h	±30									
						延長 L	-50										延長 L	-50									
6 河川 編	4 水門	6 水門本 体工	7	8	9	10	11	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。	6 河川 編	4 水門	6 水門本 体工	7	8	9	10	11	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。				
									厚さ t	-20											厚さ t	-20					
									幅 w	-30											幅 w	-30					
									高さ h	±30											高さ h	±30					
									延長 L	-50											延長 L	-50					
6 河川 編	5 堰	6 可動堰 本体工	13	14	閉門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。			6 河川 編	5 堰	6 可動堰 本体工	13	14	閉門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。								
						厚さ t	-20										厚さ t	-20									
						幅 w	-30										幅 w	-30									
						高さ h	±30										高さ h	±30									
						延長 L	-50										延長 L	-50									
6 河川 編	5 堰	7 固定堰 本体工	8	9	10	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。			6 河川 編	5 堰	7 固定堰 本体工	8	9	10	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。						
							厚さ t	-20												厚さ t				-20			
							幅 w	-30												幅 w				-30			
							高さ h	±30												高さ h				±30			
							堰 長 L	L < 20m											-50					堰 長 L	L < 20m	-50	
								L ≥ 20m											-100						L ≥ 20m	-100	

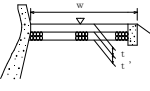
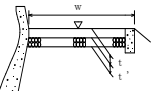
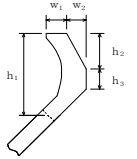
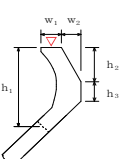
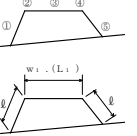
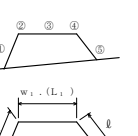
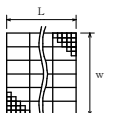
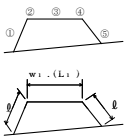
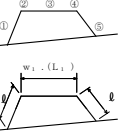
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成21年度										平成23年度												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
6	河川編	5	堰	8	魚道工	魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。（なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による）			6	河川編	5	堰	8	魚道工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20										厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20			
							幅 w	-30										幅 w	-30			
							高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30										高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
							延長 L	-200										延長 L	-200			
6	河川編	5	堰	9	管理橋橋下部工	管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。			6	河川編	5	堰	9	管理橋橋下部工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		
							厚さ t	-20										厚さ t	-20			
							天端幅 w <sub>1</sub> (橋軸方向)	-10										天端幅 w <sub>1</sub> (橋軸方向)	-10			
							天端幅 w <sub>2</sub> (橋軸方向)	-10										天端幅 w <sub>2</sub> (橋軸方向)	-10			
							敷幅 w <sub>3</sub> (橋軸方向)	-50										敷幅 w <sub>3</sub> (橋軸方向)	-50			
							高さ h <sub>1</sub>	-50										高さ h <sub>1</sub>	-50			
							胸壁の高さ h <sub>2</sub>	-30										胸壁の高さ h <sub>2</sub>	-30			
							天端長 l <sub>1</sub>	-50										天端長 l <sub>1</sub>	-50			
							敷長 l <sub>2</sub>	-50										敷長 l <sub>2</sub>	-50			
							胸壁間距離 l	±30										胸壁間距離 l	±30			
支点長及び中心線の変化	±50	支点長及び中心線の変化	±50																			
6	河川編	6	排水機場	4	機場本体工	本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。			6	河川編	6	排水機場	4	機場本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		
							厚さ t	-20										厚さ t	-20			
							幅 w	-30										幅 w	-30			
							高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	±30										高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	±30			
							延長 L	-50										延長 L	-50			
6	河川編	6	排水機場	4	機場本体工	燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。			6	河川編	6	排水機場	4	機場本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		
							厚さ t	-20										厚さ t	-20			
							幅 w	-30										幅 w	-30			
							高さ h	±30										高さ h	±30			
							延長 L	-50										延長 L	-50			
6	河川編	6	排水機場	5	沈砂池工	コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。			6	河川編	6	排水機場	5	沈砂池工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		
							厚さ t	-20										厚さ t	-20			
							幅 w	-30										幅 w	-30			
							高さ h	±30										高さ h	±30			
							延長 L	-50										延長 L	-50			
6	河川編	7	床止め・床固め	4	床止め工	本体工 (床固め本体工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所にて測定。			6	河川編	7	床止め・床固め	4	床止め工	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所にて測定。		
							天端幅 w <sub>1</sub>	-30										天端幅 w <sub>1</sub> , w <sub>3</sub>	-30			
							堤幅 w <sub>2</sub>	-30										堤幅 w <sub>2</sub>	-30			
							堤長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-100										堤長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-100			
							水通し幅 l <sub>1</sub> , l <sub>2</sub>	±50										水通し幅 l <sub>1</sub> , l <sub>2</sub>	±50			

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成21年度										平成23年度													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	8	天端被覆工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。				7	河川海岸編	1	堤防・護岸	8	天端被覆工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						幅 w	-50																
						厚さ t	-10																
						基礎厚 t'	-45																
						延長 L	-200																
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	9	波返工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。				7	河川海岸編	1	堤防・護岸	9	波返工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						幅 $w_1, w_2$	-30																
						高さ $h < 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-50																
						高さ $h \geq 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-100																
						延長 L	-200																
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	4	突堤基礎工	本均し	$\pm 50$	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。				7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	4	突堤基礎工	本均し	$\pm 50$	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
						表面均し	$\pm 100$																
						荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の 高さ											$\pm 500$					
							異形ブロック据付面（乱積）以 外の高さ											$\pm 300$					
						被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の 高さ											$\pm 500$					
							異形ブロック据付面（乱積）以 外の高さ											$\pm 300$					
						法長 $\ell$	-100																
						天端幅 $w_1$	-100																
						天端延長 $L_1$	-200																
						7	河川海岸編											2	突堤・人工岬				
表面均し	$\pm 100$																						
荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の 高さ	$\pm 500$																					
	異形ブロック据付面（乱積）以 外の高さ	$\pm 300$																					
被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の 高さ	$\pm 500$																					
	異形ブロック据付面（乱積）以 外の高さ	$\pm 300$																					
法長 $\ell$	-100																						
天端幅 $w_1$	-100																						
天端延長 $L_1$	-200																						
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5	突堤本体工			幅 w	-300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。				7	河川海岸編	2	突堤・人工岬			5	突堤本体工	幅 w	-300
						延長 L	-500																
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5	突堤本体工	基準高 $\nabla$	$\pm 500$	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。				7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5	突堤本体工	基準高 $\nabla$	$\pm 500$	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
						異形ブロック据付面（乱積）の 高さ	$\pm 500$																
						異形ブロック据付面（乱積）以 外の高さ	$\pm 300$																
						法長 $\ell$	-100																
						天端幅 $w_1$	-100																
天端延長 $L_1$	-200																						



出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成21年度									平成23年度														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透通型)	堤長 L 格	±50	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型				8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透通型)	堤長 L 格	±50	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型			
						堤長 $l$ 格・B・L	±10											堤長 $l$ 格・B・L	±10				
						堤幅 W 格	±30											堤幅 W 格	±30				
						堤幅 w 格・B・L	±10											堤幅 w 格・B・L	±10				
						堤幅 w A	±5											堤幅 w A	±5				
						高さ H 格・B・L	±10											高さ H 格・B・L	±10				
						高さ H A	±5											高さ H A	±5				
8	1	9	6		鋼製側壁工	堤 高 $\nabla$	±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。				8	1	9	6	鋼製側壁工	堤 高 $\nabla$	±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。				
						長 さ L	±100										長 さ L	±100					
						幅 $w_1, w_2$	±50										幅 $w_1, w_2$	±50					
						下流側倒れ $\Delta$	±0.02H										下流側倒れ $\Delta$	±0.02H					
						高さ h h < 3m	-50										高さ h h ≥ 3m	-100					高さ h h < 3m
8	2	5	8		魚道工	基準高 $\nabla$	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。				8	2	5	8		魚道工	基準高 $\nabla$	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						幅 w	-30											幅 w	-30				
						高さ $h_1, h_2$	-30											高さ $h_1, h_2$	-30				
						厚さ $t_1, t_2$	-20											厚さ $t_1, t_2$	-20				
						延長 L	-200											延長 L	-200				
8	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高 $\nabla$	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）				8	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高 $\nabla$	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						厚さ $t_1, t_2$	-20											厚さ $t_1, t_2$	-20				
						幅 w	-30											幅 $w_1, w_2$	-50				
						高さ $h_1, h_2$	-30											高さ $h_1, h_2$	-30				
						深 さ $h_3$	-30											深 さ $h_3$	-30				
						延長 L	-200											延長 L	-200				
8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ $l$	設計値以上	全数				8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ $l$	設計値以上	全数			
						配置誤差 d	100											配置誤差 d	100				
						せん孔方向 $\theta$	±2.5度											せん孔方向 $\theta$	±2.5度				
8	3	7	5		集水井工	基準高 $\nabla$	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。				8	3	7	5		集水井工	基準高 $\nabla$	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。			
						偏心量 d	150											偏心量 d	150				
						長 さ L	-100											長 さ L	-100				
						巻立て幅 w	-50											巻立て幅 w	-50				
						巻立て厚さ t	-30											巻立て厚さ t	-30				



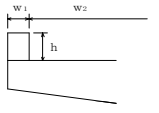
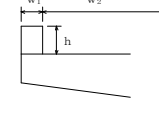
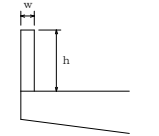
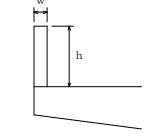
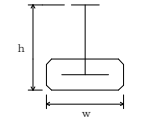
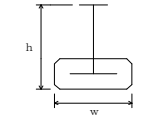
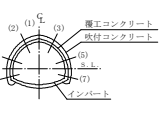
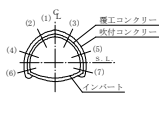
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成21年度										平成23年度																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	9	2	橋脚フーチング工(門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。				10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	9	2	橋脚フーチング工(門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。						
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-50											幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-50							
						高さ h	-50											高さ h	-50							
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	1	橋脚架設工(1型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。				10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	1	橋脚架設工(1型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。						
						橋脚中心間距離 ℓ	±30											橋脚中心間距離 ℓ	±30							
						支間長及び中心線の変位	±50											支間長及び中心線の変位	±50							
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	2	橋脚架設工(門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。				10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	2	橋脚架設工(門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。						
						橋脚中心間距離 ℓ	±30											橋脚中心間距離 ℓ	±30							
						支間長及び中心線の変位	±50											支間長及び中心線の変位	±50							
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。			10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐蝕性鋼材(裸使用)の場合							
10 道路 編	4 鋼橋 上部	3 工場 製作 工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 ℓ (m)	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。			10 道路 編	4 鋼橋 上部	3 工場 製作 工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 ℓ (m)	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。					
10 土木 工事 共通 編	4 一般 施工	5 共通 的工 種	10	1	支承工(鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)  支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。				10 土木 工事 共通 編	4 鋼橋 上部	5 鋼橋 架設 工	10	1	支承工(鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)  支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。						
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上											可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上							
						支承中心間隔(橋軸直角方向)	±5											4+0.5 × (B-2)	支承中心間隔(橋軸直角方向)						±5	4+0.5 × (B-2)
						下 番 の 水 平 度	橋軸方向											1/100	橋軸方向						1/100	
							橋軸直角方向																			1/100
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5											可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5							
						可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上											可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上							
10 土木 工事 共通 編	4 一般 施工	5 共通 的工 種	10	2	支承工(ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。				10 土木 工事 共通 編	4 鋼橋 上部	5 鋼橋 架設 工	10	2	支承工(ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。						
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上											可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上							
						支承中心間隔(橋軸直角方向)	±5											4+0.5 × (B-2)	支承中心間隔(橋軸直角方向)						±5	4+0.5 × (B-2)
						支 承 の 水 平 度	橋軸方向											1/300	橋軸方向						1/300	
							橋軸直角方向																			1/300
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5											可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5							
						可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上											可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上							

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成21年度										平成23年度																							
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要												
10 道路 編	4 上部 工	8 橋梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削 孔長	設計値以上	全数測定			10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削 孔長	設計値以上	全数測定			10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削 孔長	設計値以上	全数測定	D：アンカーボルト径 (mm)		
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内										全数測定	-20以内 かつ -1D以内															
10 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	8 共 通 的 工 種	1		地覆工	地覆の幅 $w_1$	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。			10 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	8 共 通 的 工 種	5		地覆工	地覆の幅 $w_1$	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。			10 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	8 共 通 的 工 種	5		地覆工	地覆の高さ $h$	-10～+20	有効幅員 $w_2$	0～+30		
						地覆の高さ $h$	-10～+20																										
						有効幅員 $w_2$	0～+30																										
10 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	8 共 通 的 工 種	6	7	橋梁用防護柵工	幅 $w$	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。			10 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	8 共 通 的 工 種	6	7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 $w$	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。			10 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	8 共 通 的 工 種	6	7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	高さ $h$	-20～+30				
						高さ $h$	-20～+30																										
10 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	8 共 通 的 工 種	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。			10 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	8 共 通 的 工 種	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。			10 土 木 工 事 共 通 編	4 一 般 施 工	8 共 通 的 工 種	8		検査路工	高さ	±4				
						高さ	±4																										
10 道 路 編	5 コン クリ ー ト 橋 上 部	6 プレ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 $w$	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3箇所とする。 ℓ：スパン長			10 道 路 編	5 コン クリ ー ト 橋 上 部	6 プレ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 $w$	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3箇所とする。 ℓ：スパン長			10 道 路 編	5 コン クリ ー ト 橋 上 部	6 プレ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	高さ $h$	10 -5				
						桁 長 ℓ	ℓ < 15…… ±10 ℓ ≥ 15…… ±(ℓ - 5)																										
						スパン長	±(ℓ - 5) かつ-30mm以内																										
						横方向最大タワミ	0.8ℓ																										
10 道 路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以 上。ただし、良好 な岩盤で施工端 部、突出部等の特 殊な箇所は設計吹 付け厚の1/3以 上を確保するもの とする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測 定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技 術基準(構造編)にいう地盤等級A又 はBに該当する地盤とする。			10 道 路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以 上。ただし、良好 な岩盤で施工端 部、突出部等の特 殊な箇所は設計吹 付け厚の1/3以 上を確保するもの とする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測 定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技 術基準(構造編)にいう地盤等級A又 はBに該当する地盤とする。			10 道 路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工						
10 道 路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長40m毎に断面全数検測。			10 道 路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長40m毎に断面全数検測。			10 道 路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	角 度	—				
						削 孔 深 さ	—																										
						孔 径	—																										
						突 出 量	プレート下面 から10cm以内																										



品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月							平成23年3月										
工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績等による確認	試験成績等による確認	工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績等による確認	試験成績等による確認	理由	
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付)国官技第112号、国海機第3号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196~197	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付)国官技第112号、国海機第3号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196~197			
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197			
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (リサイクル用再生骨材)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197	・技術基準の改定 (JISの統廃合)	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197		
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合0.0%以下、その他の場合0.0%以下(砕砂およびスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合、工事中1回/週以上)	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合0.0%以下、その他の場合0.0%以下(砕砂およびスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合、工事中1回/週以上)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197		
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47		
		骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197		骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197		
		高炉シリウスによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,194~195	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,194~195		高炉シリウスによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,194~195		
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195		
	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195			
	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308付属書3	上水道水及び上水道水以外の水の場合: 懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性懸濁物質の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195		練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308付属書3	上水道水及び上水道水以外の水の場合: 懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性懸濁物質の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	・コンクリート標準示方書の改訂		
	回収水の場合	JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195		回収水の場合	JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195			
製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	設計図書による。	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200	その他	計量設備の計量精度	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	設計図書による。	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200			
		ミキサの練混ぜ性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以下 スランプ平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差:5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200	ミキサの練混ぜ性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以下 スランプ平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差:5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200	・技術基準の改定 (JISの統廃合) ・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現)		
		連続ミキサの場合	JISCE-1502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2006年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P295	連続ミキサの場合	JISCE-1502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P355	・コンクリート標準示方書の改訂		
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200		
	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200			
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前には1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数(3回とする)試験の判定は3回の測定結果の平均値。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前には1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数(3回とする)試験の判定は3回の測定結果の平均値。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現)		
		単位水量測定	「レディミキストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打たずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は1.75kg/m <sup>3</sup> 、3.0mmの場合は1.65kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	平成15年10月2日 関連「レディミキストコンクリートの品質確保について」	単位水量測定	「レディミキストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打たずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、または重要構造物では重要度に応じて100~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は1.75kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は1.65kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	平成15年10月2日 関連「レディミキストコンクリートの品質確保について」				





品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	試験区分	平成21年3月						工種	試験区分	平成23年3月						理由
		試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認			試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認	
その他		道路用スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 250～251	道路用スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 250～251	・表現の軽微な変更(摘要欄)
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クワッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クワッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P250～251 A・舗装工事共通仕様書解説 P38	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クワッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クワッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P250～251 A・舗装工事共通仕様書解説 P38	・表現の軽微な変更(摘要欄)
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 90%以上 X3 97%以上 ただし、歩道の基準値については設計図書による。	・中規模以上の工事：定期的又は臨時(1,000㎡につき1個)。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得たい場合は13個の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	(規格値) (試験基準) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (摘要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 90%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得たい場合は13個の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡につき1個 ・1.1工事に付き任意の3個	○	(規格値) (試験基準) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (摘要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	・表現の軽微な変更(試験基準)	
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・中規模以上の工事：随時	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラートラック等を用いるものとする。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P262	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラートラック等を用いるものとする。	○	舗装施工便覧 P262	・表現の軽微な変更(試験基準)
その他		平板載荷試験	JIS A 1215	1,000㎡につき2回の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。			平板載荷試験	JIS A 1215	1,000㎡につき2回の割で行う。			・セメントコンクリートの路盤に適用する。			
その他		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P53	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P53	
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下					アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・確認試験である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 262	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による				舗装施工便覧 P250～251, 262	・表現の軽微な変更(摘要欄)
5 上層路盤	材料	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251 舗装再生便覧 P210	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251 舗装再生便覧 P18	・舗装再生便覧の改訂 ・表現の軽微な変更(摘要欄)
		鉄鋼スラッグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びPHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251	鉄鋼スラッグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上			・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びPHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251





品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	平成21年3月							工種	平成23年3月									
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認		摘要基準	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認	摘要基準	理由
						ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの												
		粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P268, 250～251			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P268, 250～251			
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	・中規模以上の工事：定期的又は臨時(1,000m <sup>2</sup> につき1個) ・小規模以下の工事：異常が認められたとき	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	(規格値) (試験基準) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304  (摘要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m <sup>2</sup> につき1個 ・1,000m <sup>2</sup> 未満の工事(ただし維持工事は除く) ・1,1工事に付き任意の3個	(規格値) (試験基準) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304  (摘要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251		・表現の軽微な変更(摘要欄・試験基準)			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		舗装施工便覧 P262			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		舗装施工便覧 P262			
		セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき(1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P262, 250～251			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき(1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P262, 250～251			
8 アスファルト舗装	材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P28, 250～251	○	8 アスファルト舗装	材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P28, 250～251	○	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P28, 250～251	○		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下		舗装施工便覧 P28, 250～251	○			
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P29, 250～251	○		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下		舗装施工便覧 P29, 250～251	○			
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P29, 250～251	○		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下		舗装施工便覧 P29, 250～251	○			
		フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P35, 250～251	○		フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。		舗装施工便覧 P35, 250～251	○			
		フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P35, 250～251	○		フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		舗装施工便覧 P35, 250～251	○			
		フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの ②アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P36, 250～251	○		フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P36, 250～251	○			



品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	平成21年3月						工種	平成23年3月						理由		
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績等による確認		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績等による確認			
舗装	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126		軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P29, 250~251	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126		軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P29, 250~251	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
	針入度試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P19, 21, 250~251	針入度試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	○	舗装施工便覧 P19, 21, 250~251			
	軟化点試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P19, 21, 250~251	軟化点試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	○	舗装施工便覧 P19, 21, 250~251			
	伸度試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P19, 21, 250~251	伸度試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	○	舗装施工便覧 P19, 21, 250~251			
	トルエン可溶分試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P19, 21, 250~251	トルエン可溶分試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	○	舗装施工便覧 P19, 21, 250~251			
	引火点試験	JIS K 2265		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P19, 21, 250~251	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	○	舗装施工便覧 P19, 21, 250~251	・技術基準の改定（JISの統合）		
	薄層加熱試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P19, 21, 250~251	薄層加熱試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	○	舗装施工便覧 P19, 21, 250~251			
	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P19, 250~251	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	○	舗装施工便覧 P19, 250~251			
	密度試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P19, 21, 250~251	密度試験	JIS K 2207		舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	○	舗装施工便覧 P19, 21, 250~251			
	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180		舗装施工便覧参照 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P21, 250~251	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180		舗装施工便覧参照 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	○	舗装施工便覧 P21, 250~251			
	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192		舗装施工便覧参照 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P21, 250~251	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192		舗装施工便覧参照 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	○	舗装施工便覧 P21, 250~251			
	タフネス・テナンティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244		舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P21, 250~251	タフネス・テナンティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244		舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	○	舗装施工便覧 P21, 250~251			
プランド	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	舗装施工便覧 P263, 250~251	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	舗装施工便覧 P263, 250~251		
		粒度（75µmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75µmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	舗装施工便覧 P263, 250~251		粒度（75µmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75µmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの				
		アスファルト量抽出度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	舗装施工便覧 P263, 250~251		アスファルト量抽出度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの				
		温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○	舗装施工便覧 P263		温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○	舗装施工便覧 P263		
舗設	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000㎡につき1個） ・小規模以下の工事：異常が認められたとき	○	（規格値） 舗装施工便覧 P263 舗装設計施工指針 P304 （備考） 舗装施工便覧 P250~251	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96%以上 歩道箇所：設計図書による	・路面の厚さは、10個の測定値の平均値X10が規格値を満たさなければならない。また、10個の測定値が得たい場合は10個の測定値の平均値X10が規格値を満足していなければならないが、X10が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡につき1個 ・1,000㎡未満の工事（ただし維持工事は除く） ・1工事につき任意の3個	○	（規格値） 舗装施工便覧 P263 舗装設計施工指針 P304 （備考） 舗装施工便覧 P250~251	・表現の軽微な変更（試験基準）	
		温度測定（初期締め前）	温度計による。	110℃以上	随時	○	舗装施工便覧 P110, 263		温度測定（初期締め前）	温度計による。	110℃以上	随時	○	舗装施工便覧 P110, 263		
		外観検査（混合物）	目視	随時	随時	○	舗装施工便覧 P263		外観検査（混合物）	目視	随時	随時	○	舗装施工便覧 P263		
		すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回	○			すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回	○			
9 転圧コンクリート	材料	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初	○	舗装施工便覧	9 転圧コンクリート	材料	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初	○	舗装施工便覧	
		マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	締固め率：96%	当初	○	舗装施工便覧			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	締固め率：96%	当初	○	舗装施工便覧	
		ランマー突き固め試験	舗装施工便覧8-3-3による。	目標値 締固め率：97%	当初	○	舗装施工便覧			ランマー突き固め試験	舗装施工便覧8-3-3による。	目標値 締固め率：97%	当初	○	舗装施工便覧	
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	○	転圧コンクリート舗装技術指針（案） 平成2年10月			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	○	転圧コンクリート舗装技術指針（案） 平成2年10月	
		コンクリートの曲り強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。	○	転圧コンクリート舗装技術指針（案） 平成2年10月			コンクリートの曲り強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。	○	転圧コンクリート舗装技術指針（案） 平成2年10月	
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.20	細骨材300µm、粗骨材500µmごとに1回、あるいは1回/日。	○	舗装施工便覧			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.20	細骨材300µm、粗骨材500µmごとに1回、あるいは1回/日。	○	舗装施工便覧	
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300µm、粗骨材500µmごとに1回、あるいは1回/日。	○	転圧コンクリート舗装技術指針（案） 平成2年10月			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300µm、粗骨材500µmごとに1回、あるいは1回/日。	○	転圧コンクリート舗装技術指針（案） 平成2年10月	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時	○	転圧コンクリート舗装技術指針（案） 平成2年10月 P48			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時	○	転圧コンクリート舗装技術指針（案） 平成2年10月 P48	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積層寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	○	転圧コンクリート舗装技術指針（案） 平成2年10月 P17			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積層寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	○	転圧コンクリート舗装技術指針（案） 平成2年10月 P17	
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時	○	舗装施工便覧 P43, 251			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時	○	舗装施工便覧 P43, 251	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	○	【2007年制定】コンクリート標準示方書 施工編 P45~47 舗装施工便覧 P40, 251			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	○	【2007年制定】コンクリート標準示方書 施工編 P45~47 舗装施工便覧 P40, 251	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度が90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○	【2002年制定】コンクリート標準示方書 舗装編P75			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度が90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○	【2002年制定】コンクリート標準示方書 舗装編P75	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	平成21年3月							工種	平成23年3月									
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認		摘要基準	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認	摘要基準	理由
製造(ブランド)	その他	骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	[2002年制定]コンクリート標準示方書 舗装編P75	は 除 く	骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	[2002年制定]コンクリート標準示方書 舗装編P75	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	理由
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	0.5%以下	工事開始前、材料の変更時		○	[2002年制定]コンクリート標準示方書 舗装編P75										
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197										
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195										
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195										
		練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁物質の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2002年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会規準) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195										
		回収水の場合：JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2005年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P468											
		計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。		・レディーミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200										
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリート中の単位骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合：コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上、またレディーミクスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200										
		連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上、またレディーミクスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2005年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会規準) P295 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200											
骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○													
骨材の表面水準試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○													
施工	必須	コンスタンスンシーVC試験	修正VC値の±10秒	1日2回 (午前・午後) 以上、その他コンスタンスンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	転圧コンクリート舗装技術指針 (案) 平成2年10月 P54	○		施 工	コンスタンスンシーVC試験	修正VC値の±10秒	1日2回 (午前・午後) 以上、その他コンスタンスンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	転圧コンクリート舗装技術指針 (案) 平成2年10月 P54	○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	理由		
		マーシャル突き固め試験	目標値の±1.5% ※いづれか1方法	1日2回 (午前・午後) 以上、その他コンスタンスンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	転圧コンクリート舗装技術指針 (案) 平成2年10月 P54	○												
		ランマー突き固め試験	目標値の±1.5%	1日2回 (午前・午後) 以上、その他コンスタンスンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	転圧コンクリート舗装技術指針 (案) 平成2年10月 P54	○												
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数7回以上 (1回13個以上の供試体の平均値) の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわなければならない。 ・試験回数が7回未満となる場合は、①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日 (午前・午後) で、3本1組/回 (材令28日)。	転圧コンクリート舗装技術指針 (案) 平成2年10月 P54,60	○											
		温度測定 (コンクリート)	温度計による。	2回/日 (午前・午後) 以上		転圧コンクリート舗装技術指針 (案) 平成2年10月 P54	○											
		現場密度の測定	R1水分密度計	基準密度の99.5%以上。	40m <sup>2</sup> 以上 (横断方向に3箇所)	転圧コンクリート舗装技術指針 (案) 平成2年10月 P55,59	○											
		コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300	1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定			○											
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○		舗装施工便覧 P28,250~251									
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○		舗装施工便覧 P28,250~251									
		骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○		舗装施工便覧 P29,250~251									
骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P29,250~251												
ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P35,250~251												
ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P35,250~251												
その他	その他	骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P28,250~251	施 工	骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P28,250~251	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	理由
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P29,250~251										
		骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P29,250~251										
		針入度試験	JIS K 2207	15~30 (1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト (針入度20~40) にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	舗装施工便覧 P22,250~251										
		軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト (針入度20~40) にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	舗装施工便覧 P22,250~251										
		伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト (針入度20~40) にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	舗装施工便覧 P22,250~251										
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト (針入度20~40) にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	舗装施工便覧 P22,250~251										
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P28,250~251										
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P28,250~251										
		骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P29,250~251										
骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P29,250~251												
ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P35,250~251												
ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P35,250~251												
骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P28,250~251												
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P29,250~251												
骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P29,250~251												
針入度試験	JIS K 2207	15~30 (1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト (針入度20~40) にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	舗装施工便覧 P22,250~251												
軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト (針入度20~40) にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	舗装施工便覧 P22,250~251												
伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト (針入度20~40) にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	舗装施工便覧 P22,250~251												
トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト (針入度20~40) にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	舗装施工便覧 P22,250~251												

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	平成21年3月						工種	平成23年3月								
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績等による確認		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績等による確認			
舗装	必須	引火点試験	JIS K 2265	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P22, 250～251	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P22, 250～251	・技術基準の改定（JISの統廃合）		
		蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P22, 250～251	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P22, 250～251			
		密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P22, 250～251	密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P22, 250～251			
	オプション	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	舗装施工便覧 P206	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	舗装施工便覧 P206			
		リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒（目標値）	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	舗装施工便覧 P206	リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒（目標値）	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	舗装施工便覧 P206			
		ホイールトラックング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	土木工事共通仕様書 P341	ホイールトラックング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	土木工事共通仕様書 P341			
		曲り試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ（-10℃、50mm/min）8.0×10 <sup>-3</sup> 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	土木工事共通仕様書 P341	曲り試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ（-10℃、50mm/min）8.0×10 <sup>-3</sup> 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○	土木工事共通仕様書 P341			
		粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工便覧が10,000gあるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる	○	舗装施工便覧 P262, 250～251	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工便覧が10,000gあるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる	○	舗装施工便覧 P262, 250～251	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工便覧が10,000gあるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ①施工面積で、1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
		粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工便覧が10,000gあるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる	○	舗装施工便覧 P262, 250～251	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工便覧が10,000gあるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる	○	舗装施工便覧 P262, 250～251			
		アスファルト量抽出分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工便覧が10,000gあるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる	○	舗装施工便覧 P263, 250～251	アスファルト量抽出分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工便覧が10,000gあるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる	○	舗装施工便覧 P263, 250～251			
温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時	○	舗装施工便覧 P207, 262	温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時	○	舗装施工便覧 P207, 262					
舗装現場	必須	温度測定（初期締固め前）	温度計による。	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	○	舗装施工便覧 P207, 262	温度測定（初期締固め前）	温度計による。	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	○	舗装施工便覧 P207, 262			
11 路床安定処理工	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		舗装設計施工指針 P160 道路土工施工指針 P259	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		舗装設計施工指針 P160 道路土工施工指針 P259			
		CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		舗装設計施工指針 P160 道路土工施工指針 P259	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		舗装設計施工指針 P160 道路土工施工指針 P259			
舗装	必須	現場密度の測定（表層）の「すれか」を実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 舗装試験法便覧 1-7-2	最大乾燥密度の90%以上。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事（1日工事）は3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	舗装施工便覧 P265 道路土工施工指針 P259	現場密度の測定（表層）の「すれか」を実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 舗装試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の90%以上。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事（1日工事）は3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	舗装施工便覧 P265 道路土工施工指針 P259	・舗装試験法便覧の舗装調査・試験法便覧への改定		
		または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	・舗装試験法便覧の舗装調査・試験法便覧への改定			
		「TS・GPS」を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	平成15年10月2日事務連絡「TP・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」について	「TS・GNSS」を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）による	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	「TS・GNSS」を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」【TS編・GNSS編】	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」【TS編・GNSS編】	・施工要領（案）の改定			
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全層、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	舗装施工便覧 P265	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全層、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	舗装施工便覧 P265	・表現の軽微な変更（摘要欄）				
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1箇所/回の割合で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	道路土工施工指針 P259	平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1箇所/回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）			
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	確認試験である。	道路土工施工指針 P259	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	道路土工施工指針 P259	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）			
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (「G」型「B」型)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	確認試験である。	道路土工施工指針 P259	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (「G」型「B」型)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）			
		12 表層安定処理工（表層混合処理）	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	舗装施工便覧 P265	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	舗装施工便覧 P265	
				現場密度の測定（表層）の「すれか」を実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法	最大乾燥密度の90%以上。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事（1日工事）は3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	舗装施工便覧 P265 道路土工施工指針 P259	現場密度の測定（表層）の「すれか」を実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法	最大乾燥密度の90%以上。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事（1日工事）は3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	舗装施工便覧 P265 道路土工施工指針 P259	・舗装試験法便覧の舗装調査・試験法便覧への改定
または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。			1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	・舗装試験法便覧の舗装調査・試験法便覧への改定			
「TS・GPS」を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。			1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	平成15年10月2日事務連絡「TP・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」について	「TS・GNSS」を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）による	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	「TS・GNSS」を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」【TS編・GNSS編】	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」【TS編・GNSS編】	・施工要領（案）の改定			
ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210			路床仕上げ後、全層、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	道路土工施工指針 P259	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全層、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）				
その他	平板載荷試験			JIS A 1215	延長40mにつき1箇所/回の割合で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	道路土工施工指針 P259	平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1箇所/回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）			
現場CBR試験	JIS A 1222			設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	確認試験である。	道路土工施工指針 P259	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）			
含水比試験	JIS A 1203			設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	道路土工施工指針 P259	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）			
たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (「G」型「B」型)			設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	確認試験である。	道路土工施工指針 P259	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (「G」型「B」型)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）			

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月							平成23年3月						
工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績等による確認	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績等による確認	理由	
13 固結工	施工	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	改良土500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記よりがたい場合は監督職員の指示による。		13 固結工	施工	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	改良土500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記よりがたい場合は監督職員の指示による。	
14 アンカー工	施工	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日		14 アンカー工	施工	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日	
		モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	繰り返す開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。				モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	繰り返す開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。	
		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)		設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)		設計アンカー力に対して十分に安全であること。 ・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 H12.3 P140
		1サイクル確認試験 (JGS4101-2000)		設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべ。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。			1サイクル確認試験 (JGS4101-2000)		設計アンカー力に対して十分に安全であること。 ・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべ。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 H12.3 P164 (試験項目、試験方法) ,167 (試験基準) ,174
	その他	その他の確認試験 (JGS4101-2000)		所定の緊張力が導入されていること。		・定時緊張力確認試験 ・残存緊張力確認試験 ・リフトオンテスト等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。			その他の確認試験 (JGS4101-2000)		所定の緊張力が導入されていること。	・定時緊張力確認試験 ・残存緊張力確認試験 ・リフトオンテスト等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 H12.3 P164 (試験項目、試験方法) ,175
15 補強土壁工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		15 補強土壁工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	
		外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左				外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左	
		コンクリート製壁面のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左				コンクリート製壁面のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左	
	その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。				土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。	
	施工	現場密度の測定 (3種類) のいずれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径≦53mm 最大粒径≦53mm 最大粒径≦53mm 最大粒径≦53mm または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案) ] または、 「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領 (案)」による	最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。 500mmにつき1回の割合で行う。但し、1,500mm未満の工事は1工事当たり3回以上。 躯体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 躯体・路床とも、1日1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数を目安を表に示す。 1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日1層当たり1日の施工面積が1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	補強土 (テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアルP170 道路土工施工指針P197 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案) 平成15年10月8日事務連絡「TP・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領 (案)」について			現場密度の測定 (3種類) のいずれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径≦53mm 最大粒径≦53mm 最大粒径≦53mm 最大粒径≦53mm または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案) ] または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領 (案)」による	最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。 500mmにつき1回の割合で行う。但し、1,500mm未満の工事は1工事当たり3回以上。 躯体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 躯体・路床とも、1日1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数を目安を表に示す。 1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日1層当たり1日の施工面積が1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	補強土 (テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアルP170 道路土工施工指針P197 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案) 平成15年10月8日事務連絡「TP・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領 (案)」について	・締固め試験 (R1計器) の測定結果を参考に、設計図書による修正を行うものとする。	
16 吹付工	材料	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国営令第112号、国営令第35号、国営令第78号)	同左	同左		16 吹付工	材料	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国営令第112号、国営令第35号、国営令第78号)	同左	同左	
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 細骨材の吸水率: 3.0%以下 (砂・砂り、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 細骨材の吸水率: 3.0%以下 (砂・砂り、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	・技術基準の改定 (JISの統廃合)
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砂りおよびスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砂りおよびスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	
		骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。				骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
		凍融下トリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。				凍融下トリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
		セメントの物理試験	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上				セメントの物理試験	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上	
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202 JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202 JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上	
		練混ぜ水の水质試験	JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性懸濁物質の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。				練混ぜ水の水质試験	JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性懸濁物質の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・コンクリート標準示方書 (土木学会規準) P1 ・コンクリート標準示方書の改訂
		回収水の場合: モルタルの圧縮強度比	JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。				回収水の場合: モルタルの圧縮強度比	JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の現定に適合しなければならない。

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月							平成23年3月								
工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績等による確認	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績等による確認	理由		
製造(プレキャスト)	必須	細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	○	必須	細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	○			
	必須	粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	○	必須	粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	○			
	その他	計量設備の計量精度		設計図書による。		○	その他	計量設備の計量精度		設計図書による。		○			
	必須	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スランプ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	必須	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スランプ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	
	必須	連続ミキサの場合: JSCC-1 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 15%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	必須	連続ミキサの場合: JSCC-1 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 15%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○			
	その他	塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上)	原則0.3ka/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。		○	その他	塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上)	原則0.3ka/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。		○	
	必須	スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上18cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		○	必須	スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上18cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		○	
	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCC P561-1999	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。		○	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCC P561-1999	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。		○	
	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		○	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		○	
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		○	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		○	
17 現場吹付法	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付)国産技術第112号、国産標準第35号、国産標準第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付)国産技術第112号、国産標準第35号、国産標準第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については換要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については換要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
	必須	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	必須	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
	必須	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○	必須	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○	
	必須	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	必須	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
	必須	骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	必須	骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
	必須	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	必須	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	
	必須	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	必須	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
	必須	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	必須	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
必須	練混ぜ水の品質試験	JIS A 5308付属書3	上水道水及び上水道水以外の水の場合: 懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性懸濁物質の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝縮時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○	必須	練混ぜ水の品質試験	JIS A 5308付属書3	上水道水及び上水道水以外の水の場合: 懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性懸濁物質の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝縮時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○		
必須	回収水の場合: JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝縮時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。			○	必須	回収水の場合: JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝縮時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○			
必須	細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○	必須	細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○		
必須	粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○	必須	粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○		

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	平成21年3月						工種	平成23年3月							
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考		
その他	計量設備の計量精度			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	JIS A 1119 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量差：5%以下	計量設備の計量精度			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200	理由
	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200	・技術基準の改定（JISの統廃合） ・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）	
	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSC1-502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		連続ミキサの場合： 土木学会規準JSC1-502		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	[2005年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P295 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	・コンクリート標準示方書の改訂		
施工	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）		
	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCF561-2005	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用することと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、65mmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7×3本、φ28×3本、φ28×3本）とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上（材合28日） ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502,503）または設計図書の規定により行う。		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用することと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、65mmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7×3本、φ28×3本、φ28×3本）とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上（材合28日） ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502,503）または設計図書の規定により行う。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P316 土木学会規準JSCF561-2005 のり付工の設計・施工指針（改訂版）平成18年11月（注）全国特定法面保護協会 P55, P68	・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）		
その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502,503）または設計図書の規定により行う。		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502,503）または設計図書の規定により行う。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）		
	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P423, 426, 434	・表現の軽微な変更（わかりやすい表現） ・コンクリート標準示方書の改訂		
18 河川・海岸土工	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	河川土工マニュアル P273		土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	河川土工マニュアル P273				
その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	河川土工マニュアル P273		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	河川土工マニュアル P273				
	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	河川土工マニュアル P273		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	河川土工マニュアル P273				
施工	土質試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	河川土工マニュアル P273		土質試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	河川土工マニュアル P273				
	土のせん断試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	河川土工マニュアル P273		土のせん断試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	河川土工マニュアル P273				
19 砂防土工	現場密度の測定（※右記試験方法（3種）のいずれかを実施する。）	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径≧53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大粒径≧53mm：最大乾密度の85%以上。又は設計図書に示された値。 最大粒径≧53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-191	現場は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 道路土工施工指針 P199, 259 盛土の調査・設計から施工まで 河川土工マニュアル P273		現場密度の測定（※右記試験方法（3種）のいずれかを実施する。）	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径≧53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾密度の85%以上。又は設計図書に示された値。 最大粒径≧53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185	現場は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 道路土工施工指針 P199, 259 盛土の調査・設計から施工まで 河川土工マニュアル P273				
	現場密度の測定（※右記試験方法（3種）のいずれかを実施する。）	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径≧53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大粒径≧53mm：最大乾密度の90%以上。又は、設計図書による。 または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	現場は、1日の層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		現場密度の測定（※右記試験方法（3種）のいずれかを実施する。）	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径≧53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾密度の90%以上。又は、設計図書による。 または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	現場は、1日の層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。				
20 道路土工	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	河川土工マニュアル P273		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	河川土工マニュアル P273				
	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	河川土工マニュアル P273		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	河川土工マニュアル P273				
20 道路土工	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	河川土工マニュアル P273		土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	河川土工マニュアル P273				
	現場密度の測定（※右記試験方法（3種）のいずれかを実施する。）	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径≧53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大粒径≧53mm：最大乾密度の85%以上。又は設計図書に示された値。 最大粒径≧53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-191	現場は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 道路土工施工指針 P199, 259 盛土の調査・設計から施工まで 河川土工マニュアル P273		現場密度の測定（※右記試験方法（3種）のいずれかを実施する。）	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径≧53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾密度の85%以上。又は設計図書に示された値。 最大粒径≧53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185	現場は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 道路土工施工指針 P199, 259 盛土の調査・設計から施工まで 河川土工マニュアル P273				
20 道路土工	現場密度の測定（※右記試験方法（3種）のいずれかを実施する。）	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径≧53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大粒径≧53mm：最大乾密度の90%以上。又は、設計図書による。 または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	現場は、1日の層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		現場密度の測定（※右記試験方法（3種）のいずれかを実施する。）	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径≧53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾密度の90%以上。又は、設計図書による。 または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	現場は、1日の層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。				
	現場密度の測定（※右記試験方法（3種）のいずれかを実施する。）	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径≧53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大粒径≧53mm：最大乾密度の90%以上。又は、設計図書による。 または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	現場は、1日の層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		現場密度の測定（※右記試験方法（3種）のいずれかを実施する。）	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径≧53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾密度の90%以上。又は、設計図書による。 または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	現場は、1日の層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。				
20 道路土工	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。	道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259		土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。	道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259				
	CBR試験（舗装）	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。	道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259		CBR試験（舗装）	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。	道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259				

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	平成21年3月							工種	平成23年3月							理由		
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績等による確認		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績等による確認		試験成績等による確認	
その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。			道路土工要領 P311	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。			道路土工要領 P311		
	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。			道路土工要領 P259 道路土工要領 P311	土粒子の密度試験	JIS A 1202						道路土工要領 P259 道路土工要領 P311		
	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		・路床：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時。			道路土工要領 P311	土の含水比試験	JIS A 1203			・路床：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時。			道路土工要領 P311		
	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。			道路土工要領 P259 道路土工要領 P311	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205			当初及び土質の変化した時。			道路土工要領 P259 道路土工要領 P311		
	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。			道路土工要領 P259 道路土工要領 P311	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216						道路土工要領 P259 道路土工要領 P311		
	土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。			道路土工要領 P311	土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説						道路土工要領 P311		
	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。			道路土工要領 P311	土の圧密試験	JIS A 1217						道路土工要領 P311		
	土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。			道路土工要領 P311	土のせん断試験	土質試験の方法と解説						道路土工要領 P311		
	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。			道路土工要領 P259 道路土工要領 P311	土の透水試験	JIS A 1218						道路土工要領 P259 道路土工要領 P311		
	施工	現場密度の測定 ※任意試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-191		・路床：最大乾燥密度の85%以上。 ・路床：最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	路床の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。		河川土工要領 P311 舗装調査・試験法便覧 P199, 259 道路土工要領 P269 盛土の調査・設計から施工まで P297, 381	現場密度の測定 最大粒径≦53mm: 任意試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185		・路床：最大乾燥密度の85%以上。 ・路床：最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	路床の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。		左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工要領 P311 舗装調査・試験法便覧 P199, 259 道路土工要領 P269 盛土の調査・設計から施工まで P297, 381		
または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による				路床・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。		R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による			路床・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。		左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)			
「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」による				1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築地、路床路床とも1日の1層あたりの施工面積が1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合に、盛土の管理単位を再分割する。	平成15年10月2日事務連絡「TP・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」について		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」による	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」による			1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」による	・表現の軽微な変更(試験基準) ・施工要領(案)の改定			
ブルーフローリング		舗装調査・試験法便覧 [4]-210			路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打機工事、仮設用道路維持工事は除く。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等級以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210					・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等級以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		道路土工要領 P259	・表現の軽微な変更(備考欄)	
平板載荷試験		JIS A 1215			各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。		平板載荷試験	JIS A 1215					各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。		道路土工要領 P259	・表現の軽微な変更(備考欄)	
現場CBR試験		JIS A 1222	設計図書による。		各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。	・確認試験である。		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。				各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		道路土工要領 P311	・表現の軽微な変更(備考欄)	
含水比試験		JIS A 1203	設計図書による。		降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。	・確認試験である。		含水比試験	JIS A 1203					降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。		道路土工要領 P311	・表現の軽微な変更(備考欄)	
コーン指数の測定		舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。		トラフィカビリティが悪いとき。	・確認試験である。		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216					トラフィカビリティが悪いとき。		道路土工要領 P259 道路土工要領 P311	・表現の軽微な変更(備考欄)	
たわみ量		舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (「ハップ・レベル」)	設計図書による。		ブルーフローリングでの不良箇所について実施	・確認試験である。		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (「ハップ・レベル」)					ブルーフローリングでの不良箇所について実施		道路土工要領 P259 道路土工要領 P311	・表現の軽微な変更(備考欄)	
21 砕石		施工	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。		○	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。		原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。		・500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7~2.5g/cm <sup>3</sup> ・準硬石：約2.5~2g/cm <sup>3</sup> ・軟石：約2g/cm <sup>3</sup> 未満	○		
	岩石の吸水率		JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。		○	岩石の吸水率	JIS A 5006				原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。		・500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○		
	岩石の圧縮強さ		JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。		○	岩石の圧縮強さ	JIS A 5006				原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。		・500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm <sup>2</sup> 以上 ・準硬石：980,66N/cm <sup>2</sup> 以上4903N/cm <sup>2</sup> 未満 ・軟石：980,66N/cm <sup>2</sup> 未満	○		
	その他	JIS A 5006	設計図書による。	うすつらなもの、細長いものであってはならない。但し、5,000m <sup>3</sup> 以下のものは1工事2回実施する。	5,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、5,000m <sup>3</sup> 以下のものは1工事2回実施する。		○	岩石の形状	JIS A 5006	設計図書による。		うすつらなもの、細長いものであってはならない。但し、5,000m <sup>3</sup> 以下のものは1工事2回実施する。		5,000m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○	JISハンドブック		
22 コンクリート	材料	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付国管技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付国管技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196~197			
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：2002年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コーク用再生骨材)		○	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：2002年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コーク用再生骨材)	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197 ダムコンクリート編 P52, 53	・技術基準の改定 (JISの統廃合)	
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197 ダムコンクリート編 P49, 54		
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の有機不純物による試験方法」による。		○	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の有機不純物による試験方法」による。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	
セメントの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色或の色より濃い場合。			○	セメントの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色或の色より濃い場合。				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47			

### 品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	平成21年3月							工種	平成23年3月											
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表による確認		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表による確認	試験成績表による確認	理由			
構造	その他	骨材の微細分数量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（除砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197 ダムコンクリート編 P51,53	骨材の微細分数量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（除砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197 ダムコンクリート編 P51,53					
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197 ダムコンクリート編 P51,54	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197 ダムコンクリート編 P51,54					
		骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197 ダムコンクリート編 P51,54	骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197 ダムコンクリート編 P51,54					
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197 ダムコンクリート編 P50,52	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197 ダムコンクリート編 P50,52			
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197 ダムコンクリート編 P53	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197 ダムコンクリート編 P53				
		練灰水の水質試験	JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	[2002年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	練灰水の水質試験	上水道水及び上水道以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	・コンクリート標準示方書の改訂		
		回収水の場合	JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P195	回収水の場合	JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P195	・コンクリート標準示方書の改訂		
		計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高伊スタグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高伊スタグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200			
		ミキサの練灰水試験	JIS A 1119 JIS A 8603	パッチミキサの場合：公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランパ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/20の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200	ミキサの練灰水試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	パッチミキサの場合：公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランパ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/20の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200	・技術基準の改定（JISの統廃合）			
		連続ミキサの場合	JISCE-1502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランパ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○	[2005年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P295 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	連続ミキサの場合	JISCE-1502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランパ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	・コンクリート標準示方書の改訂			
細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。		○		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。		○						
骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。		○		骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。		○						
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数13回とする）試験の判定は13回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種以上、またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JISCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種以上、またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JISCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）		
		単位水量測定	「レディーミキストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その選搬車の生コンを打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、選搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打設せずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全選搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内であることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、選搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理または指示値を越える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて1.0 0.0～1.5 0.0m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が2.0mm～2.5mmの場合は1.75 kg/m <sup>3</sup> 、4.0mmの場合は1.65 kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	「レディーミキストコンクリートの品質確保について」（平成15年10月2日）		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	単位水量測定	「レディーミキストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その選搬車の生コンを打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、選搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打設せずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全選搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内であることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、選搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理または指示値を越える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて1.0 0.0～1.5 0.0m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が2.0mm～2.5mmの場合は1.75kg/m <sup>3</sup> 、4.0mmの場合は1.65kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	「レディーミキストコンクリートの品質確保について」（平成15年10月2日）		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）
		スランパ試験	JIS A 1101	スランパ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランパ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種以上、またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202	スランパ試験	JIS A 1101	スランパ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランパ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種以上、またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202	・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）		
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種以上、またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2005年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P345	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種以上、またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P423,426,434	・コンクリート標準示方書の改訂		
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.ブロックリフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロックリフト当り1回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.ブロックリフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合1ブロックリフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び機械工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種以上、またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38～40	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.ブロックリフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロックリフト当り1回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.ブロックリフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合1ブロックリフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び機械工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種以上、またレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38～40	・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）		
		温度測定（気温・湿度計による。コンクリート）			1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。			○		温度測定（気温・湿度計による。コンクリート）			1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		○					
		コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上		○		コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上		○				
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			○		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		○					
		コンクリートのプリージング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			○		コンクリートのプリージング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		○					
		コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			○		コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		○					
コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			○		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		○							

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月							平成23年3月														
工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績等による確認	備考基準	工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績等による確認	備考基準	理由			
23 複工種 コンクリート (NATD)	材料 必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国産機第3号、国産機第7号8号)」	同定	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196~197	23 複工種 コンクリート (NATD)	材料 必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国産機第3号、国産機第7号8号)」	同定	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196~197	理由	
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197		
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (リサイクル再生骨材)		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (リサイクル再生骨材)		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197		・技術基準の改定 (JISの統廃合)
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 慣性磨耗法の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 慣性、慣性磨耗法の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197		
		骨材の微粒子量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材の表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下、その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197			骨材の微粒子量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材の表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下、その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197		
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47		
		骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197			骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196~197		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,194~195			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,194~195		
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195		
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195		
		凍結解氷の水質試験	JIS A 5308附属書3	上水道水及び上水道水以外の水の試験	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性無機炭素の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195			凍結解氷の水質試験	JIS A 5308附属書3	上水道水及び上水道水以外の水の試験 懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性無機炭素の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195		・コンクリート標準示方書の改訂
		回収水の場合	JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○	[2006年制定]コンクリート標準示方書 規程編 P468 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195			回収水の場合	JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○	[2006年制定]コンクリート標準示方書 規程編 P468 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195		・コンクリート標準示方書の改訂
		計量設備の計量精度	その他	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200			計量設備の計量精度	その他	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200		
		ミキサの練混ぜ性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以下 スランプ平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差:5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上、またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200			ミキサの練混ぜ性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以下 スランプ平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差:5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200		・技術基準の改定 (JISの統廃合) ・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現)
連続ミキサの場合	土木学会規程JSCE-I-502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上、またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。		○	[2006年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P295 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	連続ミキサの場合	土木学会規程JSCE-I-502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	・コンクリート標準示方書の改訂					
細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200						
粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200						
施工 必須	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm未満:許容差±2.5cm	・荷割し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷割し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上、またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm未満:許容差±2.5cm	・荷割し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷割し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現)				
		単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運転車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 2) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打設するに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運転車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合: 2回/日 (午前1回、午後1回)、または重要構造物の重要度と工事の規模に応じて1.0~1.5回、および荷割し時に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が2.0mm~2.5mmの場合は17.5kg/m <sup>3</sup> 、3.0~4.0mmの場合は16.5kg/m <sup>3</sup> を基本とする。		[レディーミクストコンクリートの品質確保について] (平成15年10月2日)	100m <sup>3</sup> /日以上の場合: 2回/日 (午前1回、午後1回)、または重要構造物の重要度と工事の規模に応じて1.0~1.5回、および荷割し時に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は17.5kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は16.5kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202	・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現)						
コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷割し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷割し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6本 (φ77×3本、φ28×3本) とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上、またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷割し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷割し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6本 (φ77×3本、φ28×3本) とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202	・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現)					

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	試験区分	平成21年3月						工種	試験区分	平成23年3月						
		試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績による確認			試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績による確認	
24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。	○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。	○	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷割し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷割し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷割し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷割し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。		品質に異常が認められた場合に行う。		○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。		品質に異常が認められた場合に行う。	
		その他	JIS A 1112	設計図書による。	1回	品質に異常が認められた場合に行う。		○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	その他	JIS A 1112	設計図書による。	1回	品質に異常が認められた場合に行う。	
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	飽和密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	飽和密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	
		骨材の微細量試験	JIS A 1103	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	骨材の微細量試験	JIS A 1103	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○			
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○			
粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○			
セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○			
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○			
練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308付属書3	上水道水及び上水道水以外の水の場合: 懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性懸濁物質の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308付属書3	上水道水及び上水道水以外の水の場合: 懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性懸濁物質の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○			
回収水の場合	JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	回収水の場合	JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○			
計量設備の計量精度	その他	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	計量設備の計量精度	その他	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○			
ミキサの練混ぜ性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スラング平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	ミキサの練混ぜ性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スラング平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。	○			
連続ミキサの場合	JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スラング差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	連続ミキサの場合	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スラング差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。	○			
骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○			
粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○			
塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。	○	24. 吹付けコンクリート(NATM)	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。	○			

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	平成21年3月						工種	平成23年3月							
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績等による確認		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績等による確認		
コンクリート	その他	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCF561-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを打ち付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7×3本、φ28×3本)とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回以上、またレディー・メイトコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCF561-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを打ち付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7×3本、φ28×3本)とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回以上、	○		
		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回以上、またレディー・メイトコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回以上、	○		
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回以上、またレディー・メイトコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回以上、	○		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			○	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			○
		外観検査 (ロックボルト)	目視・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。			○	外観検査 (ロックボルト)	目視・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。			○
25 ロックボルト (NATM)	施工	セメントの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	○	セメントの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	○		
		セメントのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	○	セメントのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	○		
		ロックボルトの引抜き試験	参考資料 (ロックボルトの引抜き試験) による	引抜き耐力の80%程度以上。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側各1本)。	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	○	ロックボルトの引抜き試験	参考資料 (ロックボルトの引抜き試験) による	引抜き耐力の80%程度以上。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側各1本)。	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	○		
		その他													
26 路上再生路盤工	材料	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	舗装施工便覧 P250, 251 舗装再生便覧 P226	○	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	舗装施工便覧 P250, 251 舗装再生便覧 P226	○		
		土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照参照 表4-7 路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		舗装再生便覧 P227 道路土工要領 P311	○	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照参照 表4-7 路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		舗装再生便覧 P227 道路土工要領 P311	○
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		道路土工要領 P311	○	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		道路土工要領 P311	○
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時		舗装施工便覧 P79 道路土工要領 P311	○	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時		舗装施工便覧 P79 道路土工要領 P311	○
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高伊セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241, 194~195	○	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高伊セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241, 194~195	○
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高伊セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		[2007年制定]コンクリート標準仕方書 施工編 P42, 194~195	○	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高伊セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		[2007年制定]コンクリート標準仕方書 施工編 P42, 194~195	○
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	基準密度の93%以上。	1,000m <sup>2</sup> に1回		舗装施工便覧 P262 舗装再生便覧 P110	○	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	基準密度の93%以上。	1,000m <sup>2</sup> に1回		舗装施工便覧 P262 舗装再生便覧 P91	○
		土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時		舗装再生便覧 P95, 110	○	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時		舗装再生便覧 P77, 91	○
		CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	舗装再生便覧 P92, 110	○	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	舗装再生便覧 P73, 91	○
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1~2回/日		舗装再生便覧 P110	○	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1~2回/日		舗装再生便覧 P91	○
27 路上表層再生工	材料	旧アスファルト針入度	JIS K 2207	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P223	○	旧アスファルト針入度	JIS K 2207	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95	○		
		旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P223	○	旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95	○		
		既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	設計図書による。	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P223	○	既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	設計図書による。	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95	○
		既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229	設計図書による。	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P223	○	既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229	設計図書による。	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95	○
		既設表層混合物のアスファルト量抽出度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	設計図書による。	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P223	○	既設表層混合物のアスファルト量抽出度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	設計図書による。	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95	○
		既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	設計図書による。	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P223	○	既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	設計図書による。	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95	○
		新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時		アスファルト舗装工事共通仕様書 解説 P179, 97 舗装再生便覧 P56	○	新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時		アスファルト舗装工事共通仕様書 解説 P179, 97 舗装再生便覧 P100	○
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	90%以上	1,000m <sup>2</sup> につき1個	空率率による管理でもよい。	アスファルト舗装工事共通仕様書 解説 P201 舗装再生便覧 P82	○	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	90%以上	1,000m <sup>2</sup> につき1個	空率率による管理でもよい。	アスファルト舗装工事共通仕様書 解説 P201 舗装再生便覧 P111	○
		温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	アスファルト舗装工事共通仕様書 解説 P183 舗装再生便覧 P77, 82 舗装再生便覧 P82	○	温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	アスファルト舗装工事共通仕様書 解説 P183 舗装再生便覧 P108, 111 舗装再生便覧 P111	○
		かさばくし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m <sup>2</sup> 毎		舗装再生便覧 P77, 82 舗装再生便覧 P82	○	かさばくし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m <sup>2</sup> 毎		舗装再生便覧 P108, 111 舗装再生便覧 P111	○
その他	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P82	○	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111	○	
	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P82	○	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111	○	
	アスファルト量抽出度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P82	○	アスファルト量抽出度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111	○	
	その他														
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P119, 1188~191, 250~251	○	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P119, 1188~191, 250~251	○		



品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	平成21年3月						工種	平成23年3月							
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績等による確認		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績等による確認		
舗装	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化	舗装再生便覧 P215	○	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化	舗装再生便覧 P24	○	舗装再生便覧の改訂		
		粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき、印字記録の場合：全数	舗装再生便覧 P40, 42, 43	○	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき、印字記録の場合：全数	舗装再生便覧 P59, 60, 61	○	舗装再生便覧の改訂	
		粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき、印字記録の場合：全数	舗装再生便覧 P40, 42, 43	○	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき、印字記録の場合：全数	舗装再生便覧 P59, 60, 61	○	舗装再生便覧の改訂	
		再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき、印字記録の場合：全数	舗装再生便覧 P40, 42, 43	○	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき、印字記録の場合：全数	舗装再生便覧 P59, 60, 61	○	舗装再生便覧の改訂	
	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	耐水性の確認	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P14	○	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	耐水性の確認	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	○	舗装再生便覧の改訂	
		ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-59	設計図書による。	耐流動性の確認	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P14	○	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-59	設計図書による。	耐流動性の確認	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	○	舗装再生便覧の改訂	
		フラスコ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	耐磨耗性の確認	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P14	○	フラスコ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	耐磨耗性の確認	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	○	舗装再生便覧の改訂	
	舗装現場	目視	目視	目視	目視	舗装再生便覧P42	○	目視	目視	目視	目視	舗装再生便覧P60, 61	○	舗装再生便覧の改訂	
		温度測定 (初期締固め前)	温度計による。	温度計による。	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	舗装再生便覧P42	○	温度測定 (初期締固め前)	温度計による。	温度計による。	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	舗装再生便覧P60, 61	○	舗装再生便覧の改訂	
	舗装現場	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000㎡につき1個) ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。	舗装再生便覧P42 (便覧に記載漏れがあり、日本道路協会に確認済み)	○	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が再測定可能な場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していなければならない。 ・1,000㎡につき1個 ・1,000㎡未満の工事 (ただし維持工事は除く) ・1工事に任意の3個	舗装再生便覧P60, 61 (便覧に記載漏れがあり、日本道路協会に確認済み)	○	舗装再生便覧の改訂	
目視		目視	目視	目視	舗装再生便覧P42	○	目視	目視	目視	目視	舗装再生便覧P60, 61	○	舗装再生便覧の改訂		
30 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	外観検査 (主部材・代表部)	現物照合	現物照合	現物立会いによる目視及びリングマーク照合を行い、一致すること。その他すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。	目視	○	外観・規格 (主部材)	現物照合、検査、確認	JISによる	JISによる	JISによる	○	・表現の軽微な変更 (試験項目・試験基準等) ・試験成績表による確認の追加		
		検査確認	検査確認	すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。	目視	○	機械試験 (JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	JISによる	○	・表現の軽微な変更 (試験項目・規格値等)		
		検査確認	検査確認	すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。	目視	○	外観検査 (付属部材)	目視および計測	目視および計測	目視および計測	目視および計測	○	・表現の軽微な変更 (試験方法)		
31 ガス切断工	表面粗さ	目視	主要部材：50μmRy以下 二次部材：100μmRy以下	表面粗さは、JIS B 0601に規定する表面の粗度をあらし、50μmRyとは表面粗さ50/1000mmの凸凹を示す。	目視	○	目視	目視	主要部材：50μmRy以下 二次部材：100μmRy以下	表面粗さは、JIS B 0601に規定する表面の粗度をあらし、50μmRyとは表面粗さ50/1000mmの凸凹を示す。	目視	○	表面粗さ		
		ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがなくてはならない 二次部材：1mm以下	ノッチ深さは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	目視	○	ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがなくてはならない 二次部材：1mm以下	ノッチ深さは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	目視	○	表面粗さ	
		スラグ	目視	電気のスラグが存在し、付着しているが、こみ跡を残さず容易にはく離するもの。	スラグは、電気のスラグが存在し、付着しているが、こみ跡を残さず容易にはく離するもの。	目視	○	スラグ	目視	電気のスラグが存在し、付着しているが、こみ跡を残さず容易にはく離するもの。	スラグは、電気のスラグが存在し、付着しているが、こみ跡を残さず容易にはく離するもの。	目視	○	表面粗さ	
		上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。	目視	○	上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。	目視	○	表面粗さ	
		平面度	目視	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)	目視	○	平面度	目視	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)	目視	○	表面粗さ	
		ペレル精度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)	計測器による計測	○	ペレル精度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)	計測器による計測	○	表面粗さ	
		真直度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)	計測器による計測	○	真直度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)	計測器による計測	○	表面粗さ	
		32 溶接工	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	引張試験による確認の追加
				JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	型曲げ試験 (19mm未満側面曲げ)	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.3すみ内溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	試験成績表による確認の追加
				JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上 (それぞれ3個の平均)。	試験片の形状：JIS Z 2202 4号 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.2溶接試験片試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	溶接試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上 (それぞれ3個の平均)。	試験片の形状：JIS Z 2242 4号 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.2溶接試験片試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	技術基準の改定 (JISの統廃合) ・試験成績表による確認の追加
JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。			試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.3すみ内溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	試験成績表による確認の追加		
JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上			試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	非破壊試験：開先溶接	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	試験成績表による確認の追加		
JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。			試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.3すみ内溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.3すみ内溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	マクロ試験：すみ内溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.3すみ内溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.3すみ内溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	試験成績表による確認の追加		
引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	道路橋示方書・同解説による	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○	引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	道路橋示方書・同解説による	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○	試験成績表による確認の追加			
	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○	曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○	試験成績表による確認の追加			
	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。	RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。	○	突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。	・鋼橋の被覆設計指針4.3) による継手の設計を行っている場合は、被覆強度等級の条件によること。(等級に応じて、内部欠陥の規格値は3mm以下あるいは、板厚/6mm以下となる)	○	・表現の軽微な変更 (検査項目・規格値・種別の並びの適正化等)			
	目視・ノギス等による計測	道路橋示方書・同解説による	目視	目視	目視	○	外観検査 (余盛高)	目視・ノギス等による計測	目視	目視	目視	○	・表現の軽微な変更 (試験項目・規格値・種別の並びの適正化等)		

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工 種	平成21年3月							工 種	平成23年3月											
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		摘 要 基 準	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	理 由		
		外観検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視 ・ノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびの厚は、指定すみ肉サイズおよびの厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびの厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。						外観形状検査 (ビード表面のビット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、カド継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個又は継手長さ1mにつき3個までを計測するものとする。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計測するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。					・表現の軽微な変更 (試験項目・規格値・種別の並びの適正化等)		
		外観検査 (アンダーカット)	・目視 ・ノギス等による計測	アンダーカットの深さは、0.5mm以下でなければならない。						外観形状検査 (ビード表面の凹凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。							・表現の軽微な変更 (試験項目・種別の並びの適正化)	
		外観検査 (オーバーラップ)	・目視 ・ノギス等による計測	あつてはならない。						外観形状検査 (アンダーカット)		アンダーカットの深さは、0.5mm以下でなければならない。							・表現の軽微な変更 (試験項目・摘要欄・種別の並びの適正化)	
		外観検査 (ビード表面の不整)	・目視 ・ノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。						外観検査 (オーバーラップ)	・目視	あつてはならない。		検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。						・表現の軽微な変更 (試験基準・種別の並びの適正化)
		外観検査 (アークスタッド)	・目視 ・ノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包圍してなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上。 ・クラックおよびスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：すどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げで合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)をこえてはならない。						外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびの厚は、指定すみ肉サイズおよびの厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびの厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。						・表現の軽微な変更 (試験項目・試験基準・種別の並びの適正化)	
		ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	おれなどの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包圍していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたまにしておくものとする。				その他		道路橋示方書・同解説による							・表現の軽微な変更 (試験項目・種別の並びの適正化)	
									外観形状検査 (アークスタッド)		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包圍してなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上。 ・クラックおよびスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：すどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げで合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)をこえてはならない。								・表現の軽微な変更 (試験項目)	
									その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	おれなどの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包圍していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたまにしておくものとする。						